

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第67期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社キトー

【英訳名】 KITO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鬼頭 芳雄

【本店の所在の場所】 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地

【電話番号】 055-275-7521

【事務連絡者氏名】 専務取締役 専務執行役員 経営管理本部長 野村 博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号 東京オペラシティビル16階

【電話番号】 03-5371-7345

【事務連絡者氏名】 専務取締役 専務執行役員 経営管理本部長 野村 博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第66期 第3四半期連結 累計期間	第67期 第3四半期連結 累計期間	第66期 第3四半期連結 会計期間	第67期 第3四半期連結 会計期間	第66期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(百万円)	16,701	19,312	5,574	6,740	23,925
経常利益 又は経常損失()	(百万円)	38	236	40	149	471
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失()	(百万円)	391	82	396	55	122
純資産額	(百万円)			16,335	14,817	15,786
総資産額	(百万円)			24,441	26,397	25,700
1株当たり純資産額	(円)			117,103.97	117,440.11	125,282.03
1株当たり四半期 (当期)純利益 又は四半期純損失()	(円)	2,897.06	678.41	2,929.38	457.07	910.72
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利益	(円)		672.11		452.96	903.06
自己資本比率	(%)			64.8	54.2	59.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,441	2,127			2,097
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	684	1,718			594
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	746	118			895
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)			4,723	5,342	5,361
従業員数	(名)			1,556	1,708	1,541

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第66期第3四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

(1) 事業内容の重要な変更

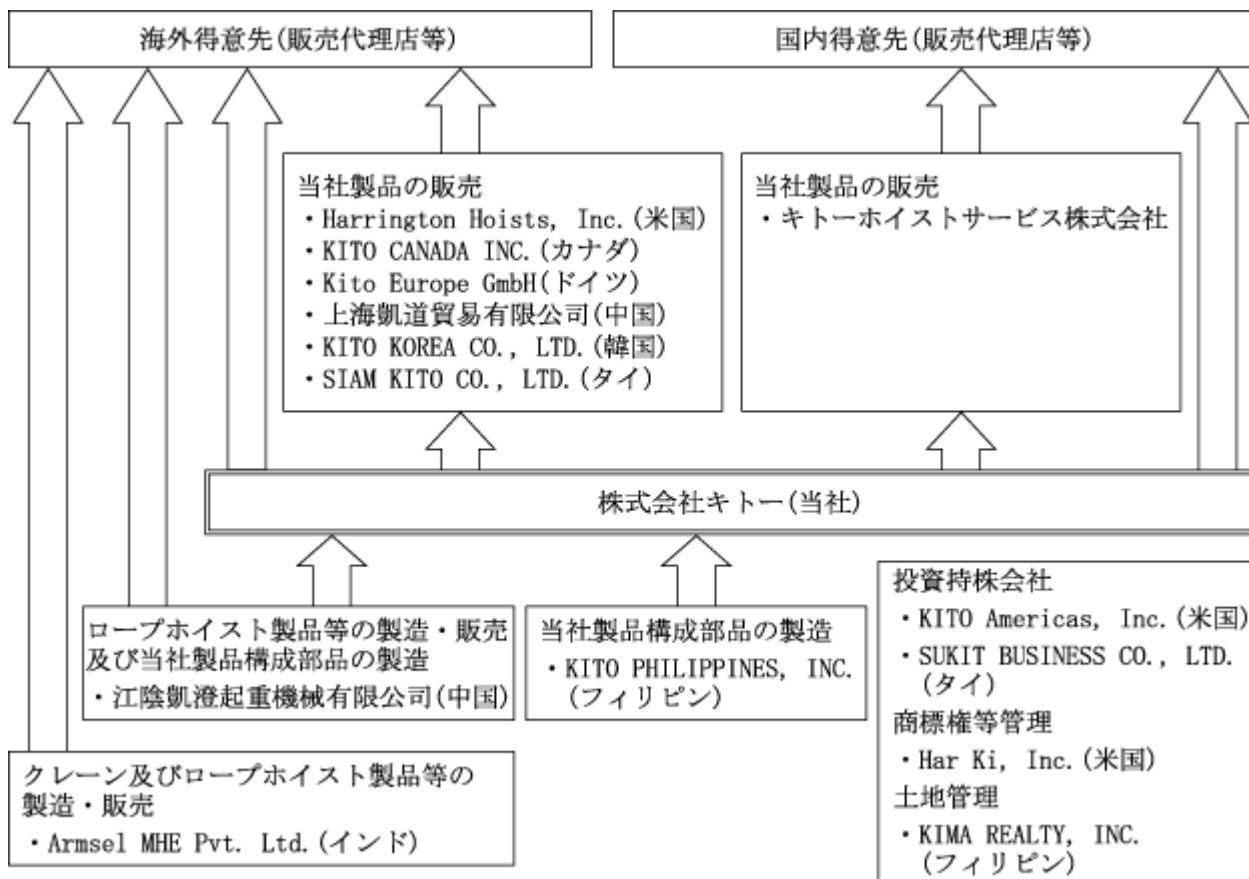
当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

(2) 関係会社の異動

MHSコネクレーンズ株式会社（現コネクレーンズ株式会社）から当社へのホイスト事業の譲受けのため、当社製品の販売子会社として平成22年6月に東京都新宿区に「キトーホイストサービス株式会社」を設立し、平成22年11月より事業を開始し、子会社（非連結）といたしました。

また、グローバル戦略の一環としてインドでの事業基盤を確保するため、平成22年10月に「ArmseI MHE Pvt. Ltd.」の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

なお、上記関係会社の異動後の事業の系統図は次のとおりであります。



(注) キトーホイストサービス株式会社を除き、子会社13社はすべて連結子会社であります。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名 称	住 所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Armsei MHE Pvt. Ltd.	インド共和国 カルナタカ州	千INR 13,500	クレーン及びロープホイスト製品等の 製造・販売	100.0	

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,708 (364)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	661 (159)
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
日 本	5,411	
北 米		
ア ジ ア	2,013	
欧 州		
合 計	7,425	

(注) 上記の金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
日 本	2,626		852	
北 米	2,364		1,011	
ア ジ ア	2,481		750	
欧 州	288		93	
合 計	7,761		2,707	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
日 本	2,596	
北 米	1,755	
ア ジ ア	2,107	
欧 州	281	
合 計	6,740	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) 事業譲渡契約

当社は、平成22年10月18日開催の取締役会において、MHSコネクレーンズ株式会社（現コネクレーンズ株式会社）との間で事業譲渡契約を締結し同社のホイスト事業を譲受けることについて決議を行い、平成22年10月20日付けで事業譲渡契約を締結しております。なお、事業の譲受けを行った日は平成22年11月1日であります。

その主な内容は、次のとおりであります。

当社は、MHSコネクレーンズ株式会社（現コネクレーンズ株式会社）における平成22年11月1日現在のホイスト事業に必要な資産（棚卸資産及び有形固定資産の一部）を譲受けました。

平成22年11月1日現在の債権・債務については、MHSコネクレーンズ株式会社（現コネクレーンズ株式会社）に全て帰属するものとし、当社には引継がないものいたしました。

当社は、当該譲受資産等の対価として、適正なる価額を支払いました。

その他必要な事項は、両者で協議のうえ決定いたしました。

(2) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び住友信託銀行株式会社（以下「貸付人」という。）との「コミットメントライン契約」

当社（以下、「借入人」という。）は、平成22年12月28日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「コミットメントライン契約」を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び住友信託銀行株式会社
2. 貸付極度額	5,000百万円
3. 借入金額	本書提出日現在残高 百万円
4. 契約期間満了日	平成25年12月27日
5. 主な借入人の義務	<p>(1) 借入人の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告</p> <p>(2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない</p> <p>(3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない</p> <p>(4) 次の財務制限条項を遵守すること</p> <p>平成23年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本（純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-少数株主持分の金額+自己株式の金額）を平成22年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>平成23年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における貸借対照表から算出される自己資本（純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額）を平成22年3月期末日における貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>平成23年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度における連結損益計算書に記載される連結営業損益を損失としないこと。</p>

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における経済情勢は、アジアを中心とした新興国経済の堅調な推移、並びに米国経済の回復基調を背景に、企業収益の改善、設備投資需要の増加等、回復の兆しが見られたものの、日本国内においては円高傾向が長期化する中、雇用情勢の悪化傾向やデフレの更なる進行も依然として懸念されるなど、景気の先行きが不透明な側面もある中で推移いたしました。

このような環境の下、当社グループにおいては、日本は自動車等の一部業界向けの需要が増加したものの、建設・土木業の需要は依然低迷しており、売上高は前年同四半期に比べて若干の増加に留まりました。一方、米国は民間セクターを中心に全般的に需要が回復し、売上高は前年同四半期に比べて増加いたしました。また、中国を含むアジアにおいては、経済成長が顕著な状況が継続し、売上高は前年同四半期に比べて増加いたしました。以上により、当第3四半期連結会計期間の連結売上高は、6,740百万円（前年同四半期比20.9%増）となりました。

利益につきましては、中国を中心としたアジア地域において、販売量の増加に加えて、生産性向上により営業利益が前年同四半期に比べて増加したこと等により、連結営業利益249百万円（前年同四半期は96百万円の連結営業損失）、連結経常利益149百万円（前年同四半期は40百万円の連結経常損失）、連結四半期純利益55百万円（前年同四半期は396百万円の連結四半期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

[日本]

売上高は4,423百万円と前年同四半期に比べて29.6%増加となりましたが、専ら海外向けの売上高の増加によるものであり、日本国内向けの売上高は2,217百万円と前年同四半期に比べて10.2%の増加に留まりました。また、営業利益は206百万円（前年同四半期は159百万円の営業損失）となりました。

[北米]

第2四半期に引き続き、公的資金による経済活性化策が民間の設備投資需要への波及効果として表れるなど全般的に製品出荷が増加し、売上高は前年同四半期に比べ、現地通貨ベースで米国が27.8%、カナダが42.0%増加いたしました。また、為替の影響もあり、日本円換算後の売上高は1,755百万円と前年同四半期に比べて20.3%の増加となりました。また、営業利益は132百万円（前年同四半期比119.9%増）となりました。

[アジア]

第2四半期に引き続き、中国及びアジア地域において、成長基調がさらに顕著となってきたことにより全般的に需要が増加し、売上高は2,202百万円と前年同四半期に比べて34.7%増加し、営業利益は317百万円と前年同四半期に比べて80.0%の増加となりました。

[欧州]

全般的には経済情勢が依然として低調であったものの、ドイツを中心とした輸出産業等に対する需要増により、売上高は281百万円と前年同四半期に比べて30.3%増加し、営業利益5百万円（前年同四半期は4百万円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

資産合計は26,397百万円と前連結会計年度末に対し696百万円増加いたしました。これは、仕掛品の増加769百万円等によるものです。

負債

負債合計は11,579百万円と前連結会計年度末に対し1,665百万円増加いたしました。これは、支払手形及び買掛金の増加1,173百万円、短期借入金の減少1,197百万円、社債の増加850百万円、長期借入金の増加450百万円等によるものです。

純資産

純資産合計は14,817百万円と前連結会計年度末に対し968百万円減少いたしました。これは、利益剰余金の減少160百万円、為替換算調整勘定の減少796百万円等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は5,342百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは552百万円と前年同四半期比450百万円の収入減となりました。これは、税金等調整前四半期純利益が139百万円、減価償却費が257百万円、たな卸資産の増加が588百万円、仕入債務の増加が625百万円となったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは1,202百万円と前年同四半期比1,031百万円の支出増となりました。これは、事業譲受による支出317百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出615百万円となったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは648百万円と前年同四半期比420百万円の支出増となりました。これは、短期借入金の返済による支出が500百万円、親会社による配当金の支払額が117百万円となったこと等によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は175百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	470,000
計	470,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	135,241	135,241	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株制度を採用しておりま せん。
計	135,241	135,241		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

臨時株主総会の特別決議(平成16年3月4日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	626 (注)1・2・5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,252 (注)1・2・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 25,000 (注)3
新株予約権の行使期間	平成18年3月10日～平成26年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。 (注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、2 株であります。
2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各発行対象者の 1 個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行決議日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により新株予約権の行使に係る払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が新たに新株予約権を発行した場合において、当該新株予約権の行使により発行される新株 1 株当たりの発行価額が時価を下回る場合には、次の算式を合理的に読み替えて新株予約権の行使にかかる払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 平成18年11月29日付で「新株予約権の行使の条件」が変更されております。
5 下記期日をもってストック・オプションが行使されております。

(1)平成18年12月22日付		
新株予約権行使数		480個
新株予約権行使による新株の種類及び数		普通株式960株
(2)平成19年1月12日付		
新株予約権行使数		2,120個
新株予約権行使による新株の種類及び数		普通株式4,240株
(3)平成19年7月2日付		
新株予約権行使数		2,946個
新株予約権行使による新株の種類及び数		普通株式5,892株
(4)平成20年3月25日付		
新株予約権行使数		240個
新株予約権行使による新株の種類及び数		普通株式480株
(5)平成21年3月25日付		
新株予約権行使数		240個
新株予約権行使による新株の種類及び数		普通株式480株

第4回新株予約権

臨時株主総会の特別決議(平成17年3月11日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	312 (注)1・2・5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	624 (注)1・2・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 55,000 (注)3
新株予約権の行使期間	平成18年3月11日～平成26年3月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。 (注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。
2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各発行対象者の1個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行決議日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により新株予約権の行使に係る払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が新たに新株予約権を発行した場合において、当該新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの発行価額が時価を下回る場合には、次の算式を合理的に読み替えて新株予約権の行使にかかる払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 平成18年11月29日付で「新株予約権の行使の条件」が変更されております。

- 5 下記期日をもってストック・オプションが行使されております。

平成19年9月25日付

新株予約権行使数	100個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式200株

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

定時株主総会の特別決議及び取締役会決議(平成21年6月24日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	600 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 108,045 (注)2
新株予約権の行使期間	平成23年6月25日～平成31年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 108,045 資本組入額 54,023
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成21年6月25日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を動案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

第6回新株予約権

定時株主総会の特別決議及び取締役会決議(平成21年6月24日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	115 (注)1・5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	115 (注)1・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 108,045 (注)2
新株予約権の行使期間	平成21年6月25日～平成26年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 108,045 資本組入額 54,023
新株予約権の行使の条件	新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成21年6月25日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社との間で当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」若しくは社外協力に関する契約と同一又は類似する契約を締結する等して当該会社の社外協力者となった場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」又は社外協力に関する契約のいずれかに新株予約権者が違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 下記期日をもってストック・オプションが行使または放棄されております。

- (1)平成22年6月30日付

新株予約権放棄数	35個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式35株
- (2)平成22年9月24日付

新株予約権行使数	27個
新株予約権行使により付与した自己株式の種類及び数	普通株式27株

第7回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成21年6月24日)及び取締役会決議(平成22年5月25日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	600 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 121,620 (注)2
新株予約権の行使期間	平成24年5月26日～平成32年5月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 121,620 資本組入額 60,810
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成22年5月26日、以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

第8回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成22年6月24日)及び取締役会決議(平成22年9月28日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	200 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 89,093 (注)2
新株予約権の行使期間	平成24年9月29日～平成32年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 89,093 資本組入額 44,547
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成22年9月29日、以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日		135,241		3,976		5,199

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,510		
完全議決権株式(その他)	普通株式 121,731	121,731	
単元未満株式			
発行済株式総数	135,241		
総株主の議決権		121,731	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キトー	山梨県中巨摩郡昭和町 築地新居2000番地	13,510		13,510	9.99
計		13,510		13,510	9.99

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	120,900	118,800	106,700	96,300	91,000	81,100	75,000	75,000	85,800
最低(円)	106,000	95,500	91,000	82,200	76,400	75,600	71,900	71,000	72,000

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,342	5,361
受取手形及び売掛金	1 3,477	4,568
商品及び製品	4,281	4,295
仕掛品	1,628	858
原材料及び貯蔵品	621	493
その他	1,695	1,105
貸倒引当金	24	31
流動資産合計	17,023	16,652
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,432	2,448
機械装置及び運搬具(純額)	2,136	2,364
その他(純額)	2,240	2,211
有形固定資産合計	2 6,809	2 7,024
無形固定資産		
のれん	876	461
その他	160	203
無形固定資産合計	1,036	665
投資その他の資産		
繰延税金資産	682	685
その他	815	660
投資その他の資産合計	1,498	1,345
固定資産合計	9,344	9,034
繰延資産	29	13
資産合計	26,397	25,700

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 4,558	3,385
短期借入金	3 60	3 1,257
未払費用	1,117	910
未払法人税等	88	137
引当金	175	308
その他	1 1,216	918
流動負債合計	7,217	6,916
固定負債		
社債	1,750	900
長期借入金	450	-
退職給付引当金	1,995	1,954
役員退職慰労引当金	120	122
その他	46	21
固定負債合計	4,362	2,998
負債合計	11,579	9,914
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金	5,201	5,199
利益剰余金	8,319	8,480
自己株式	1,216	1,218
株主資本合計	16,280	16,438
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	2
為替換算調整勘定	1,985	1,188
評価・換算差額等合計	1,984	1,190
新株予約権	25	9
少数株主持分	496	529
純資産合計	14,817	15,786
負債純資産合計	26,397	25,700

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	16,701	19,312
売上原価	11,624	13,288
売上総利益	5,076	6,023
販売費及び一般管理費	1 5,086	1 5,523
営業利益又は営業損失()	10	500
営業外収益		
受取利息	7	18
受取配当金	0	-
補助金収入	35	-
還付加算金	16	-
その他	81	90
営業外収益合計	142	108
営業外費用		
支払利息	14	23
為替差損	20	273
その他	57	74
営業外費用合計	93	371
経常利益	38	236
特別利益		
償却債権取立益	-	4
負ののれん発生益	-	19
保険解約返戻金	-	18
特別利益合計	-	42
特別損失		
環境対策引当金繰入額	-	1
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	27
会員権評価損	0	0
事務所移転費用	-	9
特別損失合計	0	38
税金等調整前四半期純利益	37	241
法人税等	383	82
少数株主損益調整前四半期純利益	-	158
少数株主利益	46	76
四半期純利益又は四半期純損失()	391	82

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	5,574	6,740
売上原価	3,973	4,616
売上総利益	1,600	2,124
販売費及び一般管理費	1,697	1,874
営業利益又は営業損失()	96	249
営業外収益		
受取利息	1	11
為替差益	20	-
補助金収入	35	-
作業屑売却収入	-	7
その他	24	3
営業外収益合計	82	22
営業外費用		
支払利息	4	9
為替差損	-	73
その他	22	39
営業外費用合計	26	122
経常利益又は経常損失()	40	149
特別損失		
事務所移転費用	-	9
特別損失合計	-	9
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	40	139
法人税等	335	53
少数株主損益調整前四半期純利益	-	86
少数株主利益	19	30
四半期純利益又は四半期純損失()	396	55

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	37	241
減価償却費	826	748
貸倒引当金の増減額(は減少)	8	4
退職給付引当金の増減額(は減少)	142	40
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4	2
受取利息及び受取配当金	7	18
支払利息	14	23
売上債権の増減額(は増加)	1,648	1,051
たな卸資産の増減額(は増加)	410	938
仕入債務の増減額(は減少)	1,663	1,313
未払費用の増減額(は減少)	311	197
その他	64	45
小計	1,157	2,607
利息及び配当金の受取額	9	8
利息の支払額	10	25
法人税等の支払額	329	507
法人税等の還付額	614	39
その他	-	4
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,441	2,127
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	506	552
有形固定資産の売却による収入	5	2
無形固定資産の取得による支出	7	22
関係会社株式の取得による支出	-	100
事業譲受による支出	-	2 317
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	3 615
その他	176	113
投資活動によるキャッシュ・フロー	684	1,718
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	64	500
短期借入金の返済による支出	251	1,733
長期借入れによる収入	-	600
長期借入金の返済による支出	-	30
社債の発行による収入	-	1,000
社債の償還による支出	150	150
配当金の支払額	327	239
少数株主への配当金の支払額	76	62
その他	5	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	746	118
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	309
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	12	19
現金及び現金同等物の期首残高	4,655	5,361
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	54	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 4,723	1 5,342

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

当第3四半期連結会計期間より、ArmseI MHE Pvt. Ltd.の全株式を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 変更後の連結子会社の数

13社

2 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は1百万円、経常利益は1百万円、税金等調整前四半期純利益は28百万円、それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は34百万円であります。

(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用

第1四半期連結会計期間より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部訂正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 1 前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「作業屑売却収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。 なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「作業屑売却収入」は1百万円であります。 2 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 棚卸資産の評価方法 当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。 3 経過勘定項目の算定方法 合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年12月31日)

1 税金費用の算定方法

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて税金費用を計算しております。ただし、見積実効税率を使用できない場合には、法定実効税率で計算しております。

なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度 (平成22年3月31日)												
<p>1 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">192百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買掛金</td> <td style="text-align: right;">432百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他(流動負債)</td> <td style="text-align: right;">55百万円</td> </tr> </table>	受取手形	26百万円	支払手形	192百万円	買掛金	432百万円	その他(流動負債)	55百万円					
受取手形	26百万円												
支払手形	192百万円												
買掛金	432百万円												
その他(流動負債)	55百万円												
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">20,956百万円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">20,605百万円</p>												
<p>3 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当第3四半期連結会計期間末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、コミットメントライン契約には主に下記の財務制限条項がついております。</p>	貸出コミットメントの総額	5,000百万円	借入実行残高	百万円	差引額	5,000百万円	<p>3 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約及び株式会社三井住友銀行との当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約及び当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットメント及び 当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">6,500百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,218百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right;">5,282百万円</td> </tr> </table> <p>なお、コミットメントライン契約には主に下記の財務制限条項がついております。</p>	貸出コミットメント及び 当座貸越極度額の総額	6,500百万円	借入実行残高	1,218百万円	差引額	5,282百万円
貸出コミットメントの総額	5,000百万円												
借入実行残高	百万円												
差引額	5,000百万円												
貸出コミットメント及び 当座貸越極度額の総額	6,500百万円												
借入実行残高	1,218百万円												
差引額	5,282百万円												
<p>(1) 平成23年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-少数株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成22年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p>	<p>(1) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産合計額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-少数株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成19年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p>												
<p>(2) 平成23年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額)を平成22年3月期末日における貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p>	<p>(2) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度における連結損益計算書に記載される連結営業利益を損失としないこと。但し、平成22年3月期における単体の損益計算書に記載される営業損益についてはこの限りではない。</p>												
<p>(3) 平成23年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度における連結損益計算書に記載される連結営業損益を損失としないこと。</p>													

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度 (平成22年3月31日)
	<p>また、当座貸越契約には主に下記の取引見直し条項がついており、下記の事由に該当した場合は、取引条件の見直しを協議することとなっております。</p> <p>(1) インタレストカバレッジレシオ1以下 インタレストカバレッジレシオとは、金利等の負担能力を示す指標のことをいい、最終の決算期に関する損益計算書（もしくはこれに準じるもの）により以下の算式で算出されるものをいいます。 $\text{（営業利益 + 受取利息）} / \text{支払利息}$</p> <p>(2) 2期連続当期赤字 2期連続当期赤字とは、最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書（もしくはこれに準じるもの）における当期利益が赤字である場合をいい、3期以上連続して当期利益が赤字になる場合も改めてこの条項に該当するものとしします。</p> <p>(3) 債務超過 債務超過とは、最新の決算期の貸借対照表において、負債が資産を上回る状態をいいます。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。 給料・賞与 1,842百万円	1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。 給料・賞与 2,019百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。 給料・賞与 651百万円	1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。 給料・賞与 764百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)																																				
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">4,723百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">4,723百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	4,723百万円	現金及び現金同等物	4,723百万円	<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">5,342百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">5,342百万円</td> </tr> </table> <p>2 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳</p> <p style="margin-left: 20px;">MHSコネクレーンズ株式会社（現コネクレーンズ株式会社）より譲受けた資産及び負債の内訳並びに、事業譲受価額と事業譲受による支出との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">194百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">118百万円</td> </tr> <tr> <td>事業譲受価額</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">317百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>差引：事業譲受による支出</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">317百万円</td> </tr> </table> <p>3 新たに連結子会社となった会社の連結開始時の資産及び負債の主な内訳</p> <p style="margin-left: 20px;">新たに連結子会社となった会社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに、株式等の取得価額と取得のための支出（純額）は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">376百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">185百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">399百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">267百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">51百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社株式の取得価額</td> <td style="text-align: right;">644百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社株式の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社株式取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">615百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	5,342百万円	現金及び現金同等物	5,342百万円	流動資産	194百万円	固定資産	4百万円	のれん	118百万円	事業譲受価額	317百万円	現金及び現金同等物		差引：事業譲受による支出	317百万円	流動資産	376百万円	固定資産	185百万円	のれん	399百万円	流動負債	267百万円	固定負債	51百万円	新規連結子会社株式の取得価額	644百万円	新規連結子会社株式の現金及び現金同等物	28百万円	新規連結子会社株式取得のための支出	615百万円
現金及び預金	4,723百万円																																				
現金及び現金同等物	4,723百万円																																				
現金及び預金	5,342百万円																																				
現金及び現金同等物	5,342百万円																																				
流動資産	194百万円																																				
固定資産	4百万円																																				
のれん	118百万円																																				
事業譲受価額	317百万円																																				
現金及び現金同等物																																					
差引：事業譲受による支出	317百万円																																				
流動資産	376百万円																																				
固定資産	185百万円																																				
のれん	399百万円																																				
流動負債	267百万円																																				
固定負債	51百万円																																				
新規連結子会社株式の取得価額	644百万円																																				
新規連結子会社株式の現金及び現金同等物	28百万円																																				
新規連結子会社株式取得のための支出	615百万円																																				

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	135,241

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	13,510

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期連結会計期間末残高(百万円)
提出会社			25
合計			25

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	121	1,000.00	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	121	1,000.00	平成22年9月30日	平成22年12月14日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社グループは、ホイスト・クレーン事業の単一セグメントでありますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	2,356	1,459	1,542	215	5,574		5,574
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,055		92		1,147	(1,147)	
計	3,411	1,459	1,634	215	6,721	(1,147)	5,574
営業利益又は営業損失()	159	60	176	4	73	(170)	96

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....アメリカ・カナダ
- (2) アジア.....フィリピン・中国・タイ・韓国
- (3) 欧州.....ドイツ

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	7,225	4,355	4,486	633	16,701		16,701
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,941		278		3,220	(3,220)	
計	10,167	4,355	4,765	633	19,921	(3,220)	16,701
営業利益又は営業損失()	75	58	439	13	408	(419)	10

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....アメリカ・カナダ
- (2) アジア.....フィリピン・中国・タイ・韓国
- (3) 欧州.....ドイツ

3 第1四半期連結会計期間より「KITO KOREA CO., LTD.」を連結の範囲に含めたことに伴い、「アジア」に韓国を含めて表示しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	北米	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	1,459	1,625	244	232	3,561
連結売上高(百万円)					5,574
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	26.2	29.2	4.4	4.2	64.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米.....アメリカ・カナダ
 (2) アジア.....中国・東南アジア・その他
 (3) 欧州.....ドイツ・イタリア・その他
 (4) その他の地域.....アフリカ・オセアニア・その他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	北米	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	4,355	4,710	973	594	10,634
連結売上高(百万円)					16,701
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	26.1	28.2	5.8	3.6	63.7

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米.....アメリカ・カナダ
 (2) アジア.....中国・東南アジア・その他
 (3) 欧州.....ドイツ・イタリア・その他
 (4) その他の地域.....アフリカ・オセアニア・その他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ホイスト・クレーン等の製造・販売をしており、国内においては当社が、海外においては北米、欧州及びアジア等の各地域を現地法人がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、製造・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本、北米、アジア及び欧州の4つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	アジア	欧州			
売上高							
外部顧客への売上高	7,605	5,008	5,872	824	19,312		19,312
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,475		348	0	4,824	4,824	
計	12,081	5,008	6,221	825	24,136	4,824	19,312
セグメント利益	372	295	868	25	1,562	1,062	500

(注)1 セグメント利益の調整額 1,062百万円には、たな卸資産の調整額 22百万円、引当金の調整額 3百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,036百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	アジア	欧州			
売上高							
外部顧客への売上高	2,596	1,755	2,107	281	6,740		6,740
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,826		95	0	1,921	1,921	
計	4,423	1,755	2,202	281	8,661	1,921	6,740
セグメント利益	206	132	317	5	662	413	249

(注)1 セグメント利益の調整額 413百万円には、たな卸資産の調整額 44百万円、引当金の調整額 2百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 365百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(のれんの金額の重要な変動)

(1) 「日本」において、MHSコネクレーンズ株式会社(現コネクレーンズ株式会社)との間で事業譲渡契約を締結したことによる、のれんの増加額は、当第3四半期連結会計期間においては118百万円であります。

(2) 「アジア」において、Armseil MHE Pvt. Ltd.の全株式を新たに取得したことによる、のれんの増加額は、当第3四半期連結会計期間においては399百万円であります。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

(単位:百万円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
社債	1,750	1,747	2	(注)1
長期借入金	450	445	4	(注)2

(注)1 社債の時価の算定方法

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 長期借入金の時価の算定方法

元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

1 当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	0百万円
販売費及び一般管理費	2百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	117,440.11円	1株当たり純資産額	125,282.03円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	14,817	15,786
普通株式に係る純資産額(百万円)	14,296	15,247
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	25	9
少数株主持分	496	529
普通株式の発行済株式数(株)	135,241	135,241
普通株式の自己株式数(株)	13,510	13,537
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	121,731	121,704

2. 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失() 2,897.06円	1株当たり四半期純利益 678.41円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 672.11円

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の

算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	391	82
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	391	82
普通株式に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	135,227	121,715
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(株)		1,140
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	第5回新株予約権 定時株主総会の特別決 議及び取締役会決議日 平成21年6月24日 (新株予約権の数600個) 第6回新株予約権 定時株主総会の特別決 議及び取締役会決議日 平成21年6月24日 (新株予約権の数177個) 詳細については、第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況に記載のとおり であります。	第7回新株予約権 定時株主総会の特別決 議及び取締役会決議日 平成21年6月24日 取締役会決議日 平成22年5月25日 (新株予約権の数600個) 第8回新株予約権 定時株主総会の特別決 議及び取締役会決議日 平成22年6月24日 取締役会決議日 平成22年9月28日 (新株予約権の数200個) 詳細については、第4 提 出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況に記載のとおりで あります。

第3 四半期連結会計期間

前第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失() 2,929.38円	1株当たり四半期純利益 457.07円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 452.96円

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の

算定上の基礎

項目	前第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	396	55
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	396	55
普通株式に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	135,227	121,731
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(株)		1,105
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	<p>第5回新株予約権 定時株主総会の特別決 議及び取締役会決議日 平成21年6月24日 (新株予約権の数600個)</p> <p>第6回新株予約権 定時株主総会の特別決 議及び取締役会決議日 平成21年6月24日 (新株予約権の数177個)</p> <p>詳細については、第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況に記載のとおり であります。</p>	<p>第7回新株予約権 定時株主総会の特別決 議及び取締役会決議日 平成21年6月24日 取締役会決議日 平成22年5月25日 (新株予約権の数600個)</p> <p>第8回新株予約権 定時株主総会の特別決 議及び取締役会決議日 平成22年6月24日 取締役会決議日 平成22年9月28日 (新株予約権の数200個)</p> <p>詳細については、第4 提 出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況に記載のとおりで あります。</p>

2 【その他】

第67期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）中間配当については、平成22年11月11日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	121百万円
1株当たりの金額	1,000円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年12月14日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社キトー
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 山本 昌弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

株式会社キトー
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田邊 晴康

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成22年4月1日から平成23年3月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。